

令和5年7月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月19日(水) 午後2時00分～午後3時40分

2. 開催場所 三芳町役場 301会議室

3. 出席委員 13人

| | |
|--------|--------|
| 会長 | 鈴木 浩 |
| 会長職務代理 | 島田 正 |
| 委員 | 松本 薫 |
| | 武田 直章 |
| | 抜井 俊 |
| | 瀬島 吉明 |
| | 塩野 智恵 |
| | 山田 剛 |
| | 古寺 貞雄 |
| | 早川 忠男 |
| | 長谷川 清行 |
| | 松本 英雄 |
| | 鈴木 浩之 |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第105号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第106号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第107号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第108号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第109号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第110号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

報告第95号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第96号 農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明 主 幹 江田 直也
主 事 三浦 涼太 主 事 清水 大輝 主 事 補 森下 由理

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に塩野智恵委員、松本薫委員を選任します。
本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局

議案第105号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)、別紙のとおり
議案第106号、1、農用地利用集積等促進計画案について、別紙のとおり
議案第107号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
議案第108号、1、農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第109号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第110号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり
報告第95号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第96号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)、別紙のとおり
令和5年7月19日提出
三芳町農業委員会
会長 鈴木 浩
以上でございます。

会長

議案第105号番号1及び議案第106号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第105号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっており、議案第106号では農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっており、埼玉県農林公社が貸付人になった農用地促進計画(案)について三芳町長より意見照会がありました。所在が同一であるため一括で説明いたします。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の10筆となります。

所在につきましては、3ページから7ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から1,137㎡、697㎡、385㎡、1,124㎡、593㎡、699㎡、32㎡、171㎡、1,336㎡、596㎡の計6,770㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

106号番号1では

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの6年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、トラクター2台、耕耘機2台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め2名となっています。主たる経営作物は、トマト、サツマイモ、里芋、人参となります。

農作業従事日数については、申請者は300日となっております。

また、〇〇〇〇は、〇〇〇〇で39,446㎡の農地を現在経営されております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

4 番委員

こちらの案件につきましては以前より当事者間において利用権の設定がなされて
いました。この利用権の期間満了に伴い、改めて農地中間管理機構を介しての貸
し借りということになります。農地中間管理機構を介しての賃貸借は新規ですが、
農地に関しては、継続して耕作、管理をされております。

会長

議案第105号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第106号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、意見無しとします。

事務局

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。

所在につきましては、8ページから9ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から630㎡、939㎡の計1,569㎡であり、権利が使用貸借権の設定で
す。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

106号番号2につきましては

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、トラクター2台、耕耘機3台などを所有しており、農業を営む環境にあると
判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、甘藷、
里芋、人参、馬鈴薯となります。

農作業従事日数については、申請者は300日で他に2名が満たしています。

また、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇で30,568㎡の農地を現在経営されております。

事務局からは以上です。

| | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長 | 地元委員より補足説明をお願いします。 |
| 3 番委員 | 今朝ほど〇〇〇〇のお宅に伺って、お話聞いてまいりました。 〇〇〇〇は以前から〇〇〇〇から利用権の設定により畑を借りて、甘藷等を栽培しておりました。今年の 10 月から〇〇〇〇を介した貸借に変更されたということでございます。 畑の方を見て参りましたら、主力作物であります、甘藷が植わっており、綺麗に管理されていました。以上でございます。 |
| 会長 | 議案第105号番号2について何か意見ございませんか。 |
| 9 番委員 | 9 ページを見て、畑への進入路が無いように見えるが、どのように畑まで行っているのか。 |
| 3 番委員 | 隣地が〇〇〇〇の畑であり、そこから進入しています。 手前から地続きで農地を所有しているので、問題ないと思われれます。 |
| 事務局 | 議案第106号番号2について何か意見ございませんか。 |
| 会長 | 異議なしの声がでましたので、意見無しとします。 議案第105号番号3及び議案第106号番号3について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 10ページをご覧ください。 番号3につきましては、 所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じ〇〇〇〇の7筆となります。 所在につきましては、12ページから23ページの案内図、公図の写しをご覧ください。 登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。 面積は上から7,070㎡、722㎡、134㎡、1,397㎡、1,198㎡、1,098㎡、956㎡の計12,575㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。 貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇 借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇 106号番号3につきましては |

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和5年10月1日から令和15年9月30日までの10年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

役員は〇〇〇〇で、すべて150日以上農業従事者であり、当該法人の総議決権の過半は農業関係者となります。今後、当該法人は農地所有適格化法人の要件を充足することが思料されます。

機械は、関連会社よりリースで借受けており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者を含め3名となっています。主たる経営作物は蕎麦となります。農作業従事日数については、申請者は200日で他に2名が満たしています。なお、法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。

また、〇〇〇〇は、〇〇〇〇で184,232㎡の農地を現在経営されております。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 〇〇〇〇の畑に関しましては蕎麦を毎年作付けされています。〇〇〇〇に関しては問題ないと思います。

5番委員 〇〇〇〇の畑についても毎年蕎麦を作付けておりまして、今年はまだ刈りとられておりましたが、問題なく耕作されています。以上です。

会長 議案第105号番号3について何か意見ございませんか。

2番委員 105号番号3の〇〇〇〇と106号番号3の〇〇〇〇は同一人物ですか？

事務局 同一人物です。

会長 異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第106号番号3について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、意見無しとします。

議案第107号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

24ページをご覧ください。

議案第107号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。

番号1につきましては、

権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇

の1筆となっております。

所在につきましては、25ページ、26ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積が1,796㎡となっております。

譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

譲渡人の経営面積は2,812.54㎡、

譲受人の経営面積は15,656.69㎡

となります。

申請事由は有償による所有権移転となっております。

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、

という全部効率利用要件について、

〇〇〇〇は、トラクター1台、耕運機1台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者を含め5名と記載されております。

主たる経営作物は、花、じゃがいもとなっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと3名満たしております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員

譲渡人の〇〇〇〇んについては、昨年〇〇〇〇と事務局で尋ねております。そ

の際に、畑の売却の意向があるという話も伺っております。以前は作付等を行っていたようですが、最近では管理はしているが作付けはされていないということでした。

譲受人の〇〇〇〇については、大きなハウスで洋蘭を作っており、今回の畑はそのそのハウスの隣接地になります。隣接地ということが購入のきっかけだとお話されていたので、問題はないかと思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可とします。

議案第107号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

24ページをご覧ください。

番号2につきましては、

権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇

の1筆となっております。

所在につきましては、27ページ、28ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積が329㎡となっております。

譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

譲渡人の経営面積は329㎡、

譲受人の経営面積は5,952㎡

となります。

申請事由は贈与による所有権移転となっております。

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、

という全部効率利用要件について、

〇〇〇〇は、トラクター1台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者を含め1名と記載されております。

主たる経営作物は、サトイモ、トマトとなっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書に

よりますと1名満たしております。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

8番委員 先日畑を見てきましたが、綺麗に耕作され何も問題ないと思います。
どうぞご審議よろしくお願ひいたします。

会長 何か意見ございませんか。

2番委員 譲渡人と譲受人ですが、血縁関係に当たるのか。

事務局 譲渡人、譲受人は遠い親戚にあたります。

会長 異議なしの声がでましたので、許可とします。

議案第107号番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
24ページをご覧ください。
番号3につきましては、
権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇
の1筆となっております。
所在につきましては、29ページ、30ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積が1,191㎡となっております。
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。
譲渡人の経営面積は3,409㎡、
譲受人の経営面積は3,409㎡
となります。
申請事由は贈与による所有権移転となっております。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、
という全部効率利用要件について、

〇〇〇〇は、トラクター2台、トラック2台、耕運機1台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。
労働力は、申請者を含め3名と記載されております。
主たる経営作物は、人参、ほうれん草となっております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと3名満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9 番委員 畑の方を確認しました。現在、綺麗に耕耘されておりました。
親から子への贈与となりますので、問題ないと思います。
慎重審議よろしくをお願いします。

会長 何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、許可とします。

議案第107号番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
24ページをご覧ください。
番号4につきましては、
権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇
の1筆となっております。
所在につきましては、31ページ、32ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。
面積が513㎡となっております。
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。
譲渡人の経営面積は513㎡、
譲受人の経営面積は5,276.80㎡
となります。
申請事由は有償による所有権移転となっております。

続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、
という全部効率利用要件について、
〇〇〇〇は、トラクター5台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書
より判断しております。
労働力は、申請者を含め2名と記載されております。
主たる経営作物は、ナス、トマト、キュウリ、大根、白菜となっております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書に
よりますと2名満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9 番委員 〇〇〇〇は〇〇〇〇の分家にあたります。当該地は譲渡人の〇〇〇〇が所有し
ており、その〇〇〇〇が亡くなり、後継ぎがいなかったため、〇〇〇〇が相続し
ました。〇〇〇〇は現在〇〇〇〇に住んでおり、農業をやる環境にもないので〇
〇〇〇が取得して耕作していくようです。慎重審議よろしくをお願いします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、許可とします。

議案第108号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
33ページをご覧ください。
議案第108号は、農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件となっております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇
の1筆となっております。
所在につきましては、34ページ、35ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。
面積が130㎡、となっております。
申請人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。

申請事由は進入路となります。
詳しい土地の選定理由ですが、今回の申請地の近くに農機具及び肥料を置けるスペースがありましたが、道路に接道していないために、当該申請地を農業用通路として使用したく申請したのとことです。なお、肥料を運ぶ 2 トン車が通行できるよう道路幅3m確保するとのこと。
詳しい土地利用計画図につきましては、36 ページをご覧ください。
続きまして、37 ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。
第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、日常生活又は業務上必要な施設に該当しますので、許可相当であると判断しました。
具体的には、住宅とその他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、この条件は満たしていることを確認しております。
つづいて、一般基準についてご説明いたします。
資力および信用についてや、申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。
次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認してございまして、支障はないと考えております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

8 番委員 先日畑を見てきました。耕耘されており、問題は無いと思います。

会長 何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可相当とします。

議案第109号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。

38ページをご覧ください。

議案第109号は、農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件となっております。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇

の1筆となっております。

所在につきましては、39ページ、40ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。

面積が413㎡、

となっております。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、専用住宅となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、事情により居住している住まいを売却することとなり新たな住まいを検討することとなり、そこで現在の住まいや夫の勤務先周辺で条件の合う土地を探したが見つからない状況にありました。当該地は県道にも隣接し通勤先へのアクセスがとても良く、実家からも近いため、母親の農業の手伝いも可能となり、将来の親の介護も考慮すると家族にとって安心した生活環境となるため、申請地を専用住宅として使用したく申請したのとことです

詳しい土地利用計画図につきましては、41ページをご覧ください。

続きまして、42ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、日常生活又は業務上必要な施設に該当しますので、許可相当であると判断しました。

具体的には、住宅とその他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、この条件は満たしていることを確認しております。

つづいて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや、申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

12 番委員

先日、地元委員で〇〇〇〇を訪問して話を伺ってきました。本来だったら実家の近くに家を建てたかったそうですが、法令上許可が下りないとのことでしたので、当該地に家を建てることにしたとのことでした。どうぞ審議の程よろしく願いいた

します。

会長 何か意見ございませんか。

4 番委員 かなり道路の奥まったところに申請地があると思いますが、ここまでのアクセスはどのようになっていますか。

12 番委員 アクセスは問題ありません。既に住宅が4、5軒建っています。今回の申請はその奥に建てる計画になっています。

会長 異議なしの声がありましたので、許可相当とします。

議案第110号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より説明いたします。
43ページをご覧ください。
議案第110号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。
こちらについて、相続税の納税猶予、以前は20年経過すると免除という形になっていましたので、その20年が経過するにあたり、税務署よりこちらの農業委員会に対して利用状況の確認をしてほしいと依頼があり、今回審議案件といたしました。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく1〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、
同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計7筆となっております。
所在につきましては、44ページから47ページの案内図をご覧ください。
43ページに戻ります。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積が上から 1,769㎡、1,620㎡、287㎡、454㎡
895㎡、1,926㎡、1,490㎡の計8,441㎡となっております。
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の証明日は平成16年6月30日となっております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12 番委員 先日地元委員で〇〇〇〇の方にお話を伺ってきました。〇〇〇〇の家では親子で今も農業を一生懸命やっております、畑の方も見せていただきました。作業準備という形で管理されておりましたので、ご報告いたします。

会長 何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第110号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より説明いたします。

番号2につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計4筆となっております。

所在につきましては、48ページから50ページの案内図をご覧ください。43ページに戻ります。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積が上から2,008㎡、2,070㎡、4,412㎡、3,410㎡の計11,900㎡となっております。

照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

納税猶予の証明日は平成16年7月6日となっております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13 番委員 〇〇〇〇の該当の農地は里芋、枝豆が作付けられていました。日頃から里芋、枝豆を中心に作付けされていることを確認しております。

また、ご家族で指導農家をやられた方がいまして、日頃から本人を含めて家族で一生懸命農業に従事しています。見回り活動で普段よく目にしますが、非常に綺麗に管理されております。よろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

2 番委員 49ページの公図、この〇〇〇〇なのですが、〇〇〇〇が現地を確認されたときは、こちらの作付けされておりましたか。

| | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 番委員 | 今回は作付けはされてなく、耕耘されていました。日頃から綺麗に耕作されています。 |
| 2 番委員 | わかりました。 |
| 会長 | 異議なしの声がでましたので、決定とします。 議案第110号番号3について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | はい、事務局より説明いたします。 51ページをご覧ください。 番号3につきましては、 所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となっております。 所在につきましては、52ページから54ページの案内図をご覧ください。 登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。 面積が上から649㎡、2,269㎡、438㎡ の計3,356㎡となっております。 照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇 納税猶予の証明日は平成16年7月9日となっております。 事務局からは以上です。 |
| 会長 | 地元委員より補足説明をお願いします。 |
| 9 番委員 | 畑は綺麗に耕耘されており、自宅の〇〇〇〇はトマトやきゅうりをはじめ、 色々なものを作っております。 トラクターも持っておりますし、農業を一生懸命やっています。 何も問題ないとは思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。 |
| 会長 | 何か意見ございませんか。 異議なしの声がでましたので、決定とします。 これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 55ページをご覧ください。 報告第95号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となって |

おります。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

また今回の報告案件については、農業委員会にて現地確認をした際に当該農業用施設があり2a 未満の届出提出を指導して提出頂いた次第であります。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の計1筆で、面積は3,502㎡のうち6.30㎡となっております。

所在等につきましては、56ページから59ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図・側面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、ポンプ小屋として受理済みです。

番号2につきましては、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆で、面積は3,602㎡のうち13.42㎡、3,602㎡のうち54.83㎡となっており、計68.25㎡となっております。

所在等につきましては、56ページから59ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図・側面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、ユニットハウス及びサツマイモ貯蔵庫として受理済みです。

番号3につきましては、所在が〇〇〇〇の計1筆で、面積は814㎡のうち24.50㎡となっております。

所在等につきましては、60ページから63ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図・立面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、ビニールハウス(農機具置場)として受理済みです。

報告第96号は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。

法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。

65ページ及び66ページをご覧ください。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計13筆となっております。

所在につきまして、67ページから80ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともにすべて畑となっており、農振農用地となっております。面積が上から3,442㎡、3,193㎡、3,702㎡、4,454㎡、2,723㎡、2,285㎡、2,866㎡、2,866㎡、5,985㎡、5,015㎡、97㎡、1,225㎡、1,097㎡で、計38,950㎡となっております。

65ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定による使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

権利の始期と終期は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間となります。

一方、66ページにつきましては、

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での使用貸借になっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

上から2筆に関する権利の始期と終期は令和2年11月1日から令和8年7月31日までの5年9か月となります。

後の3筆に関する権利の始期と終期は令和4年2月1日から令和10年1月31日までの6年となります。

なお、届出受理済でございます。

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和5年7月19日

議長 鈴木 浩

署名委員 塩野 智恵

署名委員 松本 薫